別表六(十)の記載要領等に次の七号を加える。

2　「⑷のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額　⑸」の欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「⑴のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額　⑶」に係る金額を記載すること。

3　「控除対象試験研究費の額 ⑷又は(⑸×$\frac{50、60又は70}{100}$+⑷−⑸)　⑹」の欄は、当該事業年度（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下この号において同じ。）が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合には「又は(⑸×$\frac{50、60又は70}{100}$+⑷−⑸)」を消し、当該事業年度が同日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「⑷又は」及び「50、60又は」を消し、当該事業年度が同年４月１日から令和10年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「⑷又は」、「50、」及び「又は70」を消し、当該事業年度が同年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「⑷又は」及び「、60又は70」を消すこと。また、同欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「⑴のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額　⑶」に係る金額を記載すること。

別表六(十)の記載要領に次の七号を加える。

4　「比較試験研究費の額（別表六(十一)「５」）　⑺」の欄は、当該事業年度（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下この号において同じ。）が令和３年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合において同条第４項若しくは第７項の規定の適用を受けるとき又は当該事業年度が同年４月１日以後に開始する各事業年度である場合において同項の規定の適用を受けるときにのみ記載すること。

5　「⑻」から「⒁」までの各欄は、当該事業年度（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）が令和３年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合において同条第４項の規定の適用を受けるときにのみ記載すること。

6　「当期税額控除可能額（⑮と⑲のうち少ない金額）又は(別表六(十)付表一「23」、「26」又は「28」)　⑳」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「(⑮と⑲のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十)付表一「23」、「26」又は「28」)」を消すこと。

7　「同上のうち当期繰越税額控除可能額（㉓と㉔のうち少ない金額）又は(別表六(十)付表二「７」)　㉕　((⑴≦⑺又は⑺＝０の場合は０)」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第12号の通算法人である場合には「(㉓と㉔のうち少ない金額)又は」及び「(⑴≦⑺又は⑺＝０の場合は０)」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十)付表二「７」)」を消すこと。

8　「㉙」から「㉛」までの「当期分」の各欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　⑵以外の法人　当該事業年度が令和８年４月１日以後に開始する各事業年度である場合にのみ記載すること。

⑵　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人　記載しないこと。

9　「当期控除可能額　㉚」の「計」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第12号の通算法人である場合には、同欄中「㉕」とあるのは、「別表六(十)付表二「９の超過額発生事業年度以外の事業年度」」として記載すること。

10　「翌期繰越額　㉙−㉚　㉛」の各欄の外書には、別表六(六)「８」又は別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(十)の次に次の一表を加える。